

利用者支援に関する事業について

1 事業目的

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する。

2 主な事業内容

(1) 総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

(2) 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

類型（実施施設ごとにいずれかの類型を選択して実施）

①「基本型」：「利用者支援」＋「地域連携」

行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用

②「特定型」：主に「利用者支援」（「地域連携」は行政がその機能を果たす）

行政機関の窓口等を活用

③「母子保健型」：「利用者支援」＋「地域連携」

総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備
保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し必要に応じ支援プランを策定
※新設の経過

・H26年度 「妊娠・出産包括支援モデル事業」の1事業（母子保健相談支援事業）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で「子育て世代包括支援センター」全国展開

・H27年度 利用者支援事業の一類型として位置付け

【国の動き】

・少子化社会対策要綱（H27.3.20閣議決定）において、平成31年度末までに地域の事業等を踏まえながら全国展開をめざすこととしている。

・児童虐待防止対策強化プロジェクトにおいて、子育て世代包括支援センターの法定化し、全国展開をめざすこととしている。

3 全国の実施状況（平成27年度）

[第28回子ども・子育て会議資料 H28.7.28]

実施自治体数 422市町村

実施か所数「基本型」＋「特定型」) 635か所

島根県内実施市町村割合 15.8%（全国平均 24.2%）

4 出雲市の実施状況

(1) いきいきこどもプランでの位置づけ

基本目標：I 育児力・教育力の向上

基本施策：1. 保護者の育児力の向上

【事業概要】

- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを子育て支援センターで実施します。

【量の見込みと確保方策】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	0	1	1	2	3
②-①	△3	△2	△2	△1	0

(2) 今後の方向性について

平成27年度から、母子保健相談支援事業が「子育て世代包括支援センター」として全国展開をめざす方向性を受け、利用者支援事業の「母子保健型」として位置付けられたことや平成28年の児童福祉法の改正によって、「子育て世代包括支援センター」を児童虐待防止対策として全国展開をめざすこととされた。

これら一連の国の動きを踏まえて、利用者支援事業の今後の方向性について検討を行う。